

ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式

作成日: 年 月 日

会社名	FCNT株式会社(販売:株式会社NTTドコモ)
製品名称	らくらくスマートフォン
型番	F-42A
製品概要	見やすく使いやすいスマートフォン
問合せ先	https://www.nttdocomo.co.jp/support/inquiry/
ウェブサイトURL	https://www.fmworld.net/product/phone/f-42a/

製品画像



機能性能

配慮対象アクセス	評価結果	概要
視力なしでの使用(全盲) 製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、視力を必要としない操作モードが用意されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> 音声読み上げ機能の利用により、基本機能を不自由なく使うことができます。 らくらくタッチ機能の利用により、基本操作に加え、ほぼすべてのタッチフィードバック受け取ることができます。 音声認識機能の利用により、一部機能の利用や、文字入力操作を行うことができます。 ハードキーの触覚による識別ができます。 報知音とバイブ振動により、電話/メール/メッセージ/緊急情報などの新着情報を知ることができます。
限られた視力での使用(弱視) 製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、限られた視力で対応可能な操作モードが用意されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> 基本機能を含むほとんどの機能には大きくて見やすいフォント、大きなボタンを採用しています。 らくらくタッチ機能の利用により、タッチしているボタンを識別することができます。 おまかせズーム機能の利用により、画面を拡大表示することができます。 輝度の自動調整機能の利用により、周辺環境の明るさに合わせた輝度で見ることができます。
色知覚なしでの使用 製品・サービスが視覚的な操作モードで提供される場合、色知覚を必要としない操作モードが用意されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> 基本機能には、コントラスト比を高めた見やすい色使いを採用しています。 色補正機能の利用により、色の見え方が異なる方に配慮した色使いで見ることができます。
聴力なしでの使用(全ろう) 製品・サービスが聴覚的な操作モードで提供される場合、聴力を必要としない操作モードが用意されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> 基本操作を問題なく行うことができます。 新着情報の追加はバイブ振動により知ることができます。
限られた聴力での使用(難聴) 製品・サービスが聴覚的な操作モードで行われる場合、強化された音声機能によって限られた聴力を補う操作モードが提供されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> あわせるボイス機能の利用により、年齢とともに聞き取りにくくなる音声の高域を強調し、通話時の相手の声を聞き取りやすくしています。 はっきりボイス機能の利用により、周囲騒音に応じて受話音量を大きくすることで、通話時の相手の声を聞き取りやすくしています。 でかボリューム機能の利用により、お客様のご要望に応じた通話時の相手の声の聞き取りやすさを提供しています。 受話音孔の工夫により、通話時の相手の声を聞き取りやすくしています。
発話能力なしでの使用 製品・サービスが発話による操作モードで行われる場合、音声入力を必要としない操作モードが用意されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> 基本操作を問題なく行うことができます。 メール、メッセージ機能を備えており、コミュニケーションも問題なく行うことができます。
限られた器用さ又は力での使用 製品・サービスが手の動作を必要とする場合、細かい運動制御等を必要としない操作モードが用意されているか	一部対応している	<ul style="list-style-type: none"> 基本機能には、器用さを必要とする動作はありません。 らくらくタッチ機能の利用により、誤操作の心配もほとんどありません。 音声認識機能の利用や、スティックなどの外部機器接続により、タッチパネルを操作せずとも一部の機能を利用することができます。

ICT機器・サービスのアクセシビリティ自己評価様式

限られた手の届く範囲での使用		
製品・サービスが手動による操作モードで提供される場合、手の届く範囲で、かつ限られた力で対応可能な操作モードが用意されているか	対応する必要がない	モバイル機器であり、手の中に収まるサイズにて提供させて頂いております
光の点滅による症状の最小化(光感受性発作)		
製品が視覚的な操作モードで提供される場合、光感受性発作を引き起こさないような配慮がなされているか	一部対応している	・標準搭載機能においては、光感受性発作を引き起こさないよう配慮を行っております。

配慮対象アクセス	評価結果	概要
プライバシー		
製品・サービスがアクセシビリティ機能を提供する場合、アクセシビリティ機能を使用するにあたりプライバシーが守られる操作モードが用意されているか	対応している	・パスワードの入力や確認において、スピーカーからパスワードの出力を行わない配慮を行っております(イヤホン接続時は確認が可能です)

サポート対応 概要

配慮対象アクセス	評価結果	概要
ドキュメントとサポートサービス		
製品の取扱説明書や問合せ先が提供されているか。また、アクセシビリティに配慮したサポート(取扱説明書、電話や手話(筆記)窓口、FAX等)が提供されているか。	対応している	製品の取扱説明書については、製品に同梱しております。さらにより大きな文字で構成している副読本も販売時に提供しております。 また、アクセシビリティに配慮した商品の問合せ先については、通信事業者の管轄(この場合はNTTドコモ)となります。それとは別にメーカーとして製品に関する内容については、電話による対応窓口やインターネットメールによるお問い合わせ窓口を提供しております。

用いた技術基準

JISx8341-2,-4

免責事項

- ・著作権上、この文書の再利用等は禁じます。
- ・この文書は、製品に関する情報提供を目的としており、障害があるすべての人が使用できることを保証するものではありません。
- ・この文書は、製品の通常の操作を対象としており、取扱説明書に記載されていない操作については対象外としております。
- ・アクセシビリティ配慮がないアプリや、悪意のあるアプリをインストールした場合は、評価通りにならない場合がございます。

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）
			評価	備考									
5.4	誤操作の回避及び簡単な操作の支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1	本体の安定性	ボタンを押したとき、本体が倒れないか、又は利用しようとする典型的な設置面を滑らないことが望ましい。	対象外	設置して操作する製品ではありません							●	●	
5.4.2	"オン/オフ"操作部の位置	"オン/オフ"の操作部の位置は、次による。 a) 装置を"オン/オフ"する操作部は、誤操作の可能性を減らすために、その他の操作部から離れた場所に置くことが望ましい。	○		●	●					●	●	
		b) 装置を"オン/オフ"する操作部は、見つけやすく、起動しやすく、誤操作させない場所に置くことが望ましい。	○		●	●					●	●	
5.4.3	留め金（ラッチ）の操作	パソコンに留め金がある場合、それと関連した動作（例えば、留め金が開いている間に行う操作）は、片手でできることが望ましい。	対象外	留め金はありません							●	●	
5.4.4	カバー及びフラップの操作	カバー（覆い）及びフラップ（一方だけが留めてある蓋）の操作は、次による。 a) パソコンの本体に、カバー又はフラップがある場合、それを開けたり、閉めたりを片手で操作できることが望ましい。	対象外	カバー及びフラップ構造はありません							●	●	
		b) パソコンの本体に、操作部のためのカバー又はフラップがある場合、利用者が簡単に操作部を利用できるように設計されていることが望ましい。	対象外	カバー及びフラップ構造はありません								●	●
5.5	ハードウェアを支援する機能	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.5.1	電源の"オン/オフ"の切替え	電源の"オン/オフ"の切替えは、次による。 a) 電源の"オン/オフ"の操作部は、リセットする操作以外の操作とは独立していなければならない。	×		●	●							
		b) 電源の"オン/オフ"の操作部は、視覚的にも、触覚的にも簡単に分かることが望ましい。	○		●	●							
		c) 電源の"オン/オフ"の操作部は、押しボタンであることが望ましい。	○		●	●					●	●	
		d) 電源オフの操作部を押したときの反応は、利用者が設定できることが望ましい。	×		●	●		●	●				
		e) 電源の"オン/オフ"の状態は、視覚、聴覚及び触覚で識別できることが望ましい。	×		●	●		●	●				
		f) パソコンが起動し、キーボード入力が可能になったときに、利用者が、視覚、触覚又は音声でその合図を出すようにパソコンを設定できることが望ましい。	○		●	●		●	●				
		g) 電源の"オン/オフ"の制御がキーボードから提供されている場合、その制御部は、不注意で起動させることのない位置にあることが望ましい。	○		●	●							●
5.5.2	パソコンのリセット	パソコンのリセットは、次による。 a) リセット操作は、コンピュータを所定の状態に戻すために提供しなければならない。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		b) リセットボタンは、押しボタン式であることが望ましい。	○								●		
		c) リセットを可能にするためのリセットボタンを押し続ける時間は、設定できることが望ましい。	×								●		
		d) リセットの操作部は、電源の"オン/オフ"操作部とは別であることが望ましい。	×		●	●					●		
5.5.3	消耗品への配慮	消耗品への配慮は、次による。 a) 利用者が交換可能な消耗品（例えば、電池）は、片手で交換できることが望ましい。	×								●		
		b) 交換は、強い握り、手首のひねり又はしっかりとつかむという動作を必要としないことが望ましい。	×								●	●	
5.6	読みやすいラベルの使用	次に示す読みやすいラベルを使用する。 a) 大きな文字（例えば、14ポイント）で、高コントラスト（例えば、3:1を超える。）を用いることが望ましい。	○			●	●						
		b) サンセリフ体（装飾要素を省いた字体）を用いることが望ましい。	○			●	●						
		c) 文字列が画像に重ならないことが望ましい。	○			●	●						
		d) パソコンの操作のために重要なラベル（例えば、電源スイッチのラベル）は、文字列又は図記号を含んでいることが望ましい。	○			●	●						
		e) 操作部、接続部及び銘板には、触覚的に区別のできる図記号を用いることが望ましい。	×		●	●							

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄											
			評価	備考	視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）	
5.7	接続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.7.1	入出力装置とのインタフェース	パソコンは、様々な種類の入出力装置及び支援装置を使えるように、日本工業規格・国際規格及び業界標準のインタフェースを用いることが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5.7.2	コネクタ	次に示すコネクタを使用する。	×								●	●		
		a) 頻繁に接続及び／又は引き抜くコネクタは、片手で操作できることが望ましい。												
		b) 頻繁に接続及び／又は引き抜くコネクタの位置、配色及び形状は、明確な識別ができ、簡単に取り扱いでき、不注意な操作を防ぐように設計することが望ましい。	○		●	●	●							
		c) 誤挿入の防止手段が備わっていることが望ましい。	○		●	●					●	●		
		d) ケーブルとその他の装置との接続及び切り離すための力は、22.2 N {≒2.3 キログラム (kgf)} を超えないことが望ましい。	○									●		
e) ケーブルとそれに対応する接続部とは、触って認識できるとともに、見て認識できることが望ましい。	○		●	●										
5.7.3	音声ポート	次に示す音声ポートを使用する。	○		●	●			●					
		a) イヤホン又はヘッドホンを接続するための外部出力ポートを備えていなければならない。			●	●			●					
		b) パソコン本体のスピーカ出力は、外部出力ポートにイヤホン又はヘッドホンを接続したときに、無効にすることが望ましい。	○		●	●				●				
		c) 音声入力ポートと音声出力ポートとは、明確に区別できることが望ましい。	○		●	●				●				
		d) 音声入力ポート及び音声出力ポートは、直径3.5 mm (1/8 インチ) であることが望ましい。	○		●	●				●				
		e) 音声入力ポート及び音声出力ポートは、漏斗状の囲い（これによって、視覚障害のある利用者はヘッドフォンジャックを簡単に挿せる。）を備えていることが望ましい。	○		●	●								
f) 音声入力ポートと音声出力ポートとは、触っただけで区別できることが望ましい。	○		●	●										
5.8	バイOMETRICSによるユーザ認証の代替	バイOMETRICSによるユーザ認証が提供されている場合は、識別の代替手段を利用できるようにしていなければならない。	○		●							●		
5.9	利用者の快適性	利用者の快適性は、次による。	○					●	●					
		a) 電波、電磁ノイズなどのパソコンで発生するEMI（電磁干渉）レベルは、補聴器を使用している利用者に影響を与えないことが望ましい。												
		b) パソコンは、けがの原因又は設置の妨げとなる、堅いヘリ（縁）又は鋭い角のないことが望ましい。	○		●	●								
c) パソコンの無線インタフェースの医療機器への影響は、考慮してあることが望ましい。	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6	入力に対する要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6.1	操作部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6.1.1	識別	操作部の識別は、次による。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		a) 操作部は、見て簡単に識別できることが望ましい。												
		b) 個々の操作部を触覚的に簡単に識別できることが望ましい。この場合、触れただけでは操作は始まらない。	×	サイドボタンは視覚でのみ識別ができます。触れただけでは操作が始まりません。	●	●								
		c) 操作部の文字及び図記号の背景とのコントラストは、高い（例えば、3：1を超える）ことが望ましい。	○			●	●							
d) 操作部の文字及び図記号は、見て十分に識別可能な形状であることが望ましい。	○			●										
6.1.2	操作性	操作性は、次による。	×								●	●		
		a) 操作部は、指の代わりに口、つま先又はスティックを使う利用者が簡単に操作できるように、適切な大きさ、形状及び表面に設計することが望ましい。										●	●	
		b) 操作部を操作するために必要な力は、障害のある利用者に適切で、22.2 N {≒2.3 キログラム (kgf)} 未満であることが望ましい。	○									●	●	
c) 操作部は、操作部の意図しない操作を防ぐために、防衛具を付加できることが望ましい。	×									●	●			
6.1.3	状態表示	全ての操作部の現在の状態は、視覚で識別できるとともに、触覚又は音声のいずれかによっても識別できることが望ましい。	×	ボタンの押下状態に限り、視覚のみで識別ができません。	●	●		●	●					
6.1.4	応答	操作部を起動したとき、その応答は、二つ以上の形態（例えば、触覚、視覚又は聴覚）でできることが望ましい。	○		●	●		●	●					

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄											
			評価	備考	視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）	
6.2	キーボード	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.1	キーボードのレイアウト	キーボードのレイアウトは、次による。 a) キーボードのレイアウトは、ISO/IEC 9995-1 の規定に従うことが望ましい。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		b) キーの論理的機能によるグループは、グループ間で区別できる色になっていることが望ましい。	対象外	キーボードは備えておりません			●							
		c) キーの機能の割当てを変更する場合、キーキャップは、割当てに応じて交換できることが望ましい。	対象外	キーボードは備えておりません	●	●								
		d) キーに印（ラベル、スタンプ、突起など）がある場合、その印を利用者が変更できることが望ましい。	対象外	キーボードは備えておりません	●	●								
6.2.2	キーへの一般的要求事項	キーへの要求事項は、ISO 9241-410 の附属書B を適用することが望ましい。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.3	キーの識別性	キーの識別性は、次による。 a) キー上の文字及び図記号と背景とのコントラストは、高い（例えば、3：1 を超える）ことが望ましい。	○				●	●						
		b) 各キーには、十分に識別及び区別できる形状の4 mm 以上の高さの文字又は図記号があることが望ましい。	○			●	●	●						
6.2.4	キーの操作性	キーは、指の代わりに、口、つま先又はスティックを使う利用者が簡単に操作できるように、適切な大きさ、形状及び表面に設計することが望ましい。	×									●		
6.2.5	キーの状態表示	全てのキーの現在の状態は、視覚、触覚及び／又は聴覚の一つ以上の手段で、識別できることが望ましい。	○			●	●		●	●				
6.2.6	点字と同じ機能	キーボードは、点字又は指点字の入力のために六つのキーを同時に押すことができるようになっていることが望ましい。	対象外	キーボードは備えておりません	●	●								
6.2.7	触覚形の点又はバーでの印	キーボードなどキー、ボタン及びスイッチが多数隣接して並ぶ場合、それらのキーの位置の目安となるキーは、触覚形の点又はバーがなければならない。	対象外	キーボードは備えておりません	●	●								
6.2.8	キーガード	キーボードは、キーガードが付けられるようになっていることが望ましい。	対象外	キーボードは備えておりません								●		
6.2.9	キーボードの追加接続	キーボードの追加接続は、次による。 a) パソコンは、二つ以上のキーボードをサポートし、それらの両方で操作できることが望ましい。	×		●	●						●		
		b) パソコンは、パソコン本体と分離したキーボードがあるか、又はキーボードが装置の一部として組み込まれているときには追加の外部のキーボードを接続する手段のあることが望ましい。	×		●	●						●		
		c) パソコンは、適応性のあるキーボード又は代替の入力装置を含む様々な種類のキーボードと接続できるように設計されていることが望ましい。	○		●	●							●	
6.3	タッチスクリーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6.3.1	タッチ入力代替	タッチスクリーンを搭載したパソコンは、タッチスクリーンを代替する入力方法を支援しなければならない。	○		●	●					●	●		
6.3.2	タッチ入力のナビゲーション及び起動の分離	タッチスクリーンを搭載したパソコンでは、タッチスクリーンの入力モードは、ナビゲーションと起動とが分かれていることが望ましい。	○		●	●								
7	出力に対する要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
7.1	視覚情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
7.1.1	外部表示装置	パソコンは、本体とは別の表示装置をもっているか、又は追加の外部の表示装置を接続する機構がなければならない。	×			●						●		
7.1.2	表示装置の位置	表示装置にその位置（例えば、角度、回り継ぎ手、高さ、傾きなど）を調節する機構がある場合には、片手で調節できなければならない、強い握力（22.2 N {≒2.3 キログラム (kgf) } より大きい。）、手首のひねり、又は小さい所をつかむ必要のある動きを要求してはならない。	対象外	表示装置位置調節機能はありません							●	●		
7.1.3	表示装置の調整の操作	表示装置の色、輝度及びコントラストは、物理的操作とソフトウェアとの両方で調整できることが望ましい。	×	一部に対応しております（輝度のソフトウェアによる調整のみ）		●	●							
7.1.4	サブタイトルの表示及び／又はキャプションの表示	パソコン又は表示装置が放送テレビジョン受信機を備えている場合には、サブタイトル及び／又はキャプションを受信し処理できることが望ましい。	○			●								
7.1.5	画面の解像度	次に示す画面の解像度を使用する。 a) 表示装置は、利用者が詳細な出力をよりよく見えるように、十分な画面の解像度をもっていることが望ましい。	○			●	●	●	●					
		b) 表示装置は、利用者が表示される手話又は指文字を識別できる画面の解像度をもっていることが望ましい。	○			●		●	●					
		c) 画面の解像度は、調整できることが望ましい。	×			●	●	●	●					

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄										
			評価	備考	視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）
7.2	音声情報（聴覚情報）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.2.1	スピーカーの位置	スピーカーが、その他の構成要素（例えば、ノート形パソコンの一部又は表示装置の一部）と統合している場合には、スピーカーは、通常の使用状況の利用者の方向に向くように配置していることが望ましい。	×	正面方向の音圧を考慮して、スピーカーは利用者の方向に向かない配置にしています。									
7.2.2	音量	次に示す音量を使用する。 a) 音量の全ての範囲は、物理的操作とソフトウェアとの両方によって調節できることが望ましい。	○	物理的操作から開始した場合のみ、ソフトウェアによる調整もすることができます。									
		b) パソコンは、代表的な聞く位置で65 dB SPL（実効値）以上の音量があることが望ましい。	○										
7.2.3	音声の速度及びピッチの調節	パソコンの音声出力を生成する場合は、次による。 a) 音声の速度及びピッチを調節する操作部があることが望ましい。	×	音声設定画面から、音声出力速度のみ変更することができます。									
		b) 最後の音声出力を繰り返すための操作部があることが望ましい。	○										
7.2.4	音の周囲への配慮	パソコンは、音量調節の操作部から独立して、音声出力を消すのに使用する物理的に音を消す操作部があることが望ましい。	○										
8	データ記憶装置及び着脱可能なドライブの要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.1	媒体の挿入及び取出し並びにドライブの交換	媒体の挿入及び取出し並びにドライブの交換は、次による。 a) 記憶媒体のドライブの挿入及び取出しは、片手ででき、強い握力（22.2 N {≒2.3 キログラム (kgf) } より大きい。）、手首のひねり及び小さい所をつかむ動きがなくてもできなければならない。	×										
		b) 着脱可能なドライブは、簡単に手が届き、容易に使える所に、配置するのが望ましい。	×										
		c) 媒体は、簡単に挿入でき、取り出せることが望ましい。	○	挿入媒体をmicroSDとした場合に限り									
		d) 媒体を挿入又は取り出すために必要な力は、最小限とすることが望ましい。	○	挿入媒体をmicroSDとした場合に限り									
		e) 媒体の排出は、しっかりつかむために十分な距離であることが望ましい。	○	挿入媒体をmicroSDとした場合に限り									
		f) ドライブが着脱可能である場合は、片手で着脱できることが望ましい。	×										
		g) 媒体の誤挿入の防止を備えていることが望ましい。	○	挿入媒体をmicroSDとした場合に限り	●	●							
		h) 媒体及び/又はドライブのスロットは、視覚障害のある利用者のために設計されていることが望ましい。	×		●	●							
8.2	媒体挿入の通知	媒体挿入の通知は、次による。 a) パソコンでは、媒体が正しく挿入される時は常に、視覚と音によって利用者に通知することが望ましい。	○		●	●		●	●				
		b) 媒体の誤挿入を防げない場合、媒体が正しく挿入されなかったときパソコンは、常に視覚と音によって利用者に通知することが望ましい。	対象外	挿入媒体は逆方向に挿入できません	●	●		●	●				
9	利用者支援のための要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄										
			評価	備考	視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）
9.1	製品情報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.1.1	一般事項	製品情報の一般的要求事項は、次による。 a) 製品情報は、製品と一緒に提供するか、又は、要求に応じて適時にかつ追加費用なしに提供しなければならない。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		b) オンラインヘルプは、提供することが望ましい。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.1.2	形態	製品情報の形態は、次による。 a) 製品情報は、電子形式で配布しなければならない。	○		●	●							
		b) 印刷された製品情報は、代替の様式（例えば、大きな活字又は点字）でも提供することが望ましい。	○		●	●							
		c) マニュアルなどの印刷された情報は、利用者が何もしなくても、開いたら開いたままになっているように製本してなければならない。	○							●	●		
9.1.3	内容	製品情報の内容は、次による。 a) 製品情報の文章の内容は、固有名詞及び題目を除いて、中学の教育水準より上の読解力を必要としないことが望ましい。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		b) 製品情報がグラフィック情報を含む場合、グラフィック情報について文章で説明することが望ましい。	○		●	●	●						
		c) マニュアルのテキストと背景とのコントラストは、3：1を超えていなければならない。	○			●	●						
		d) 製品情報は、利用者が分かる色使いをしていることが望ましい。	○				●						
		e) 製品情報が電子文書である場合、その色使いは、利用者が変更できることが望ましい。	○					●					
		f) 製品情報は、複写機ではっきりと再現する色を用いることが望ましい。	○					●					
		g) 色だけによって情報を伝えることは、避けなければならない。	○					●					
		h) 製品のアクセシビリティ情報は、同じ節の中に記載されていることが望ましい。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—
9.2	流通経路への情報開示	パソコンのアクセシビリティに関する情報は、できるだけ、小売業者、情報サービス提供者及び支援者に提供されることが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
9.3	顧客支援	顧客支援は、次による。 a) 顧客支援は、障害のある利用者の意思疎通の状況に適応できることが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	—	—	—
		b) 顧客支援は、文章、音声及びビデオを含む複数の形態で、情報を提供することが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	—	—	—
9.4	保守情報	更新及び不具合に関する情報は、利用できる形態で利用者に提供することが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	—	—	—

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）	
			評価	備考										
6	操作及び利用に関する共通要件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6.1	操作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6.1.1	操作の完遂	電気通信機器の使用開始から使用終了までに必要な全ての操作は、可能な限り、容易に完了できなければならない。	○							●	●	●		
6.1.2	操作手順の容易性	電気通信機器は、利用者の認知過程及び行動特性を考慮して、可能な限り、容易な手順で操作できることが望ましい。	○							●	●	●		
6.1.3	複数の感覚による確認	次の項目の利用者による確認は、複数の感覚によってできなければならない。 ・ 機器が使用可能な状態か ・ 通信回線が使用可能な状態か ・ 操作の結果 ・ 入力操作が意図されたものであったか ・ まもなく機器が使用できなくなることを、また、もし可能ならばその理由。 これらの項目以外の状態の確認も、複数の感覚によってできることが望ましい。	○		●	●		●	●					
6.1.4	時間制限への対応	電気通信機器は、一定時間以内に利用者から入力を求める場合には、可能な限り、制限時間の調節ができることが望ましい。それができない場合は、時間制限がある旨を事前に通知することが望ましい。	○								●			
6.1.5	誤操作の防止	電気通信機器は、利用者が誤操作しにくい配慮がされていなければならない。	○		●	●					●	●		
6.1.6	誤操作の取消し	電気通信機器は、可能な限り、利用者が誤操作を取消しでき、操作前の設定又は状態に戻らなければならない。	○		●	●					●	●		
6.1.7	操作の起点への復帰	電気通信機器は、利用者が操作の途中でも、簡単に操作の起点に戻ることができなければならない。	○		●	●					●	●		
6.1.8	異常時の操作	電気通信機器は、異常が発生した場合に、利用者自身によって可能な限り操作可能な状態に復帰できなければならない。	○		●	●		●	●		●	●		
6.1.9	出力の調整	音響、振動、画面点滅などの出力は、利用者自身によって調節できなければならない。また、その出力の状態は、分かりやすく提示されることが望ましい。	×	音響、振動は変更できますが、画面点滅の出力は変更できません。	●	●		●	●		●	●	●	
6.1.10	エラーメッセージ	エラーメッセージ及びその対応方法は、明確で曖昧さが無いことが望ましい。	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6.2	設置、接続及び設定	設置、接続及び設定に関する共通要件は、次による。	○								●			
		a) 包装容器の開閉及び包装容器からの取出しは、利用者自身によって容易にできることが望ましい。	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		b) 電気通信機器の組立て及び取付け作業は、利用者自身によって容易にできることが望ましい。	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		c) 電気通信機器は、設置が容易な構造で、コネクタの接続、ケーブルの配線などが、利用者自身によって誤りなく容易にできることが望ましい。	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		d) 電気通信機器は、操作中に設置位置から簡単に動いたり、転倒したりしないようにしなければならない。	○									●		
		e) トレーなどの付属品、電池の取付け位置及び取付け方法は、分かりやすくなければならない。	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		f) 時刻、名前、電話番号などの情報の電気通信機器への登録作業は、利用者自身によって容易にできることが望ましい。	○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
g) 通常の消耗品の交換作業は、利用者自身によって容易にできることが望ましい。	×									●				

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）
			評価	備考									
6.3	心身の安全性	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6.3.1	安全性の確保	電気通信機器は、利用者が行う操作又は動作によって、利用者の安全及び健康に悪影響を与えてはならない。	○		●	●		●	●		●	●	●
6.3.2	電波、電磁ノイズなどへの配慮	電気通信機器が発生させる電波、電磁ノイズなどのレベルは、国内及び／又は国際的合意の範囲内に収めなければならない。	○					●	●				
6.3.3	光過敏性発作への配慮	画像、光などの点滅は、光過敏性発作などを誘発させないように、点滅条件に配慮しなければならない [JIS X 8341-1:2010 の7.2.12 を参照]。	○										●
6.3.4	アレルギーへの配慮	皮膚に常時接触する箇所には、アレルギーを引き起こす可能性のある材料を用いないことが望ましい。用いる場合は、利用者に材料に関する情報を開示しなければならない [JIS Z 8071:2017 の7.3 を参照]。	○		●	●		●	●				
6.3.5	過大な音響の回避	音響出力は、聴覚を損なうような音量になってはならない。	○		●	●		●	●		●	●	
6.4	情報セキュリティ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6.4.1	プライバシーの保護	私的又は秘密の性質をもつ情報を保護するため、安全かつアクセシビリティを確保した操作手順を提供しなければならない。この手順の中で秘密情報を入手する第三者は、その情報の秘密を守らなければならない。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
6.4.2	生体個人認証に対する代替手段	指定された生体個人認証のデータを入力できない利用者には、代替手段を提供することが望ましい。	対象外	生体認証機能を備えておりません	●	●						●	
6.5	コンテンツ利用の権利	電気通信機器は、点字変換、法律で認められた録音などを、阻害してはならない。	○		●	●		●	●				
6.6	代替手段	代替手段に関する共通要件は、次による。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
		a) 支援技術を、可能な限り利用できなければならない。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
		b) 利用者が支援技術を利用する場合、機器本体の機能（操作ボタン、キー及びスイッチを含む。）を併用できることが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
6.7	機器個別の要件	固定電話機、携帯電話機、ファクシミリ及びテレビ電話機の四つについては、6.1～6.6 に加えて、機器個別に配慮すべき要件を、附属書B～附属書E に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）	
			評価	備考										
7	機器に関する共通要件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7.1	入出力インタフェース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7.1.1	操作パネルのレイアウト	操作パネル（タッチパネルを含む。）のレイアウトに関する共通要件は、次による。 a) 操作ボタン、キー、スイッチなどは、操作の論理性に加えて、利用者の認知過程、運動能力及び行動特性を考慮して、分かりやすく、操作しやすく、かつ、誤操作しにくいように配置しなければならない。	○		●	●					●	●		
		b) 過度に長い行の表示及び過度に詳細な情報は、避けなければならない。	○		●	●								
		c) 画面内に表示されるメニューなどを選択又は操作する操作ボタン及びキーは、相互の関係を考慮して、分かりやすい位置に配置しなければならない。	○		●	●								
		d) スイッチ、レバーなどの操作方向は、機器の動作方向又は表示画面のスクロール方向と一致していなければならない。	対象外	スイッチ、レバーはございません。								●	●	
		e) 多数ある操作ボタンは、視覚及び触覚で識別しやすくしなければならない。	○		●	●								
7.1.2	操作ボタン、キー及びスイッチ	操作ボタン、キー及びスイッチに関する共通要件は、次による。 a) 操作ボタン、キー及びスイッチは、可能な限り視覚とともに触覚でも識別しやすき大きさ及び形状としなければならない。	○		●	●								
		b) 操作ボタン、キー及びスイッチは、操作しやすく、かつ、誤操作しにくい大きさ及び形状としなければならない。	○		●	●					●	●		
		c) 次の場合、それらは、視覚及び触覚の両方で容易に識別できなければならない。 1) 同形状の操作ボタン、キー及びスイッチが多数ある場合。 2) 標準ポジションがある切替えスイッチの場合。 3) 操作の方向性を示す必要のある場合。	○		●	●	●	●						
		d) 操作ボタン、キー及びスイッチを押したこと、又は切り替えたことは、触覚だけでなく、視覚及び聴覚で確認できなければならない。	○		●	●	●	●				●	●	
		e) 操作ボタン、キー及びスイッチの操作の結果は、視覚とともに聴覚で確認できなければならない。	○		●	●	●	●						
		f) 意図しない二度押しを防止する機能を提供することが望ましい。	×									●		
		g) キーを押し続けたときにキーリビートが生じる場合、その設定は、変更できることが望ましい。	×									●		
		h) 少ないキー操作で入力できる手段を提供することが望ましい。	○									●	●	
		i) 操作ボタン、キー及びスイッチは、可能な限り、義肢、マウススティックなどの自助具を使用して操作できなければならない。	×									●	●	
		j) タッチパネルは、手の震え、不随意運動などのある利用者にも押しやすく、視力の低下した使用者にも可能な限り操作できるようにしなければならない。	○				●					●		
k) タッチターゲットは、正確にタッチできるように十分な大きさ及び隙間がなければならない。	○				●					●				
7.1.3	表示装置	表示装置に関する共通要件は、次による。 a) 視覚的に表現されている情報は、可能な限り見やすくしなければならない。	○			●	●							
		b) 操作に必要な情報は、利用者の色覚特性に依存しない方法で提示しなければならない。	○				●							
		c) 画面が見にくくなる画面反射は、可能な限り避けなければならない。	○			●								
		d) 輝度及びコントラストは、可能な限り調整できなければならない。	○			●	●							
		e) 文字（記号を含む。）のサイズ、フォント、行間隔、文字間隔、配色などは、利用者が変更できることが望ましい。	×	サイズ、フォント、配色の変更には対応していません。			●							
		f) 視覚的に表現されている情報は、視覚以外の感覚によってもその情報を取得できることが望ましい。	○		●	●								
		g) 基点（標準位置）は、視覚とともに聴覚でも確認できることが望ましい。	○		●	●								

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）	
			評価	備考										
7.1.4	着信音	着信音に関する共通要件は、次による。 a) 着信音の音量及び周波数特性は、可能な限り、聴力が低下した利用者にも配慮して聞き取りやすくしなければならない。	○						●					
		b) 音量の調節及びミュート（消音）ができなければならない。また、それらの設定のときには、音量レベルが視覚などでも確認できなければならない。	○				●	●						
		c) 音色、パターン、メロディなどが選択できることが望ましい。	○		●	●			●					
		d) 着信音が伝える情報は、聴覚以外の感覚によっても、その情報を取得できなければならない。	○				●	●						
7.1.5	報知音及び音声ガイダンス	報知音及び音声ガイダンスに関する共通要件は、次による。 a) 報知音には、可能な限り一貫性のあるパターン、聞き取りやすい音量及び周波数特性を用いなければならない。	○		●	●			●					
		b) 音声ガイダンスは、分かりやすい言葉、聞き取りやすい話し方、及び利用者の思考に沿った順序で提示しなければならない。	○		●	●								
		c) 音量の調節及びミュート（消音）ができなければならない。また、その設定のときには、音量レベルを視覚などでも確認できなければならない。	○		●	●		●	●					
		d) 報知音の基本周波数及び周波数特性は、調節できることが望ましい。	×						●					
		e) 音声ガイダンスの再生速度は、調節できることが望ましい。	○						●					
		f) 音声ガイダンスは、聞き直せることが望ましい。	○		●	●			●					
		g) 報知音が伝える情報は、聴覚以外の感覚によってもその情報を可能な限り取得できなければならない。	○						●	●				
		h) 音声ガイダンスが提示する情報は、視覚でも取得できなければならない。	○						●	●				
7.1.6	音声入出力装置	音声入出力装置に関する共通要件は、次による。 a) 受話音は、聴力が低下した利用者にも配慮して、可能な限り聞き取りやすくしなければならない。	○						●					
		b) 受話音の音量は、可能な限り通話中に調整できなければならない。	○						●					
		c) 電気通信機器が複数の利用者によって利用されることを想定している場合、受話音の音量は、通話終了時に通常レベルに戻らなければならない。	対象外	複数の利用者の利用は想定しておりません。						●				
		d) 受話音を大きくできる場合は、音漏れを最小限にすることが望ましい。	○						●					
		e) 聴覚特性に応じた調節機能を提供することが望ましい。	○						●					
		f) 受話音に適切な側音（送話部で話した音声、受話部を通して自分の耳で聞き取れる。）が入らなければならない。	×	側音は入りませんが、耳との密着度が低いため、自分の声は十分に聴きとることができます。						●				
		g) 可能な限り、音声出力装置は、受話音を補聴器が内蔵する誘導コイルを通じて受聴できるように、適度な磁界を発生しなければならない。	×							●				
		h) 可能な限り、音声出力装置は、補聴器及び人工内耳の外部入力インタフェースに接続できなければならない。	○							●				
		i) 補聴器、人工内耳などに可能な限り雑音を発生させないように配慮しなければならない。	×	特段の配慮はしていませんが、補聴器・人口内耳ユーザからの指摘等を受けたいことはございません。						●				
		j) 送話器を保持しなくても通話ができなければならない。	○									●	●	

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）		
			評価	備考											
7.2	機器本体の形状及び構造	機器本体の形状及び構造に関する共通要件は、次による。 a) 保持しながら操作する機器本体又はその一部は、持ちやすい形状、材質、構造及び重量バランスでなければならない。	○									●	●		
		b) 据置き形の機器は、多様な設置方法に対応できるような、形状、構造及び重量バランスであることが望ましい。	対象外	据え置き機ではございません。									●	●	
		c) 左右いずれかの手だけで操作できる形状及び構造でなければならない。	○										●	●	
		d) 操作部の向き及び位置は、視覚とともに触覚によっても分かりやすくなければならない。	○		●	●							●	●	
		e) 可動部の開閉方法は、分かりやすくなければならない。また、開閉できたことを視覚及び触覚で確認できることが望ましい。	○		●	●							●	●	
		f) 可動部は、過度な力を必要とせず操作できなければならない。ただし、不用意に動いてはならない。	○										●		
7.3	外部接続部	外部接続部に関する共通要件は、次による。 a) 外部接続部の位置は、分かりやすくなければならない。	○		●	●							●		
		b) 複数ある外部接続部は、互いに識別しやすくなければならない。	○		●	●									
		c) 外部接続部は、正しい方向で差し込みやすく、不用意に抜けることのないようにしなければならない。	○		●	●							●		
7.4	無線による外部接続	無線による周辺機器との外部接続に関する共通要件は、次による。 a) 複数の感覚によって次の内容が確認できるようにしなければならない。 ・ 接続する機器に関する情報 ・ 機器と接続又は切断した情報	○		●	●									
7.5	用語及び表記	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
7.5.1	一般的な用語及び表記の使用	機器への印刷表示及び刻印、表示装置の表示内容、並びに取扱説明書には、専門用語、外来語及び略語を多用せず、一般的に使用されている用語又は分かりやすい表現を用いなければならない。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
7.5.2	印刷表示及び刻印	印刷表示及び刻印に関する共通要件は、次による。 a) 機器に印刷表示及び刻印する文字、図記号並びに説明図は、見やすくなければならない。	○		●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		b) 操作に関する情報の提示方法は、利用者の色覚特性に依存してはならない。	○				●								
		c) 印刷表示及び刻印は、対象とする操作部の近くに表示しなければならない。	○		●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		d) 印刷表示及び刻印する用語は、適切な長さで分かりやすく表現しなければならない。	○		●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
7.5.3	アイコン、図記号及び説明図の使用	利用者が理解しやすく一貫性のあるアイコン、図記号及び説明図を用いなければならない。	○		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
7.6	インタフェース仕様の公開	ハードウェア仕様及びソフトウェア仕様は、開示しなければならない。	○		●	●	●	●		●	●	●	●		

章・項・節	項目名	規格内容	企業評価欄		視力なしでの使用（全盲）	限られた視力での使用（弱視）	色知覚なしでの使用	聴力なしでの使用（全ろう）	限られた聴力での使用（難聴）	発話能力なしでの使用	限られた器用さ又は力での使用	限られた手の届く範囲での使用	光の点滅による影響の最小化（光感受性発作）
			評価	備考									
8	サポートに関する要件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8.1	取扱説明書	取扱説明書は、アクセシビリティを確保した形式で、提供しなければならない。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8.2	電気通信アクセシビリティ情報の公開	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8.2.1	公開の対象	電気通信アクセシビリティに関する情報は、可能な限り公開されることが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8.2.2	公開の方法	電気通信アクセシビリティに関する情報は、アクセシビリティを確保した方法で公開しなければならない。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8.3	教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8.3.1	流通経路への支援	電気通信アクセシビリティに関する情報は、販売店、情報サービス企業、支援者などへ可能な限り提供することが望ましい。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8.3.2	利用者への支援	利用者が教育を受ける場合、その教育は、アクセシビリティを確保した形式で提供しなければならない。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
8.4	サポート窓口	サポート窓口に関する要件は、次による。 a) 利用者のニーズに合わせた多様な手段で、情報を提供しなければならない。また、可能な限り、障害のある利用者とコミュニケーションできなければならない。	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●
		b) 利用者が使用できるかなどを確認するために、製品の試用ができることが望ましい。	×	サポート窓口での試用はできませんが、スマートフォンの取り扱いのある販売店によって試用できる場合があります。	●	●	●	●	●	●	●	●	●